

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階6-6, 6-7会議室

○議事日程

令和元年5月8日(水曜日)午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

○出席委員(18名)

1番 安田 美雄 君	2番 井戸 恒男 君	3番 川村 信子 君
4番 佐藤 平和 君	5番 遠藤 昭治 君	6番 野田 卓志 君
7番 片岡 篤夫 君	8番 森 邦彦 君	9番 八木 豊明 君
10番 杉山 徳成 君	12番 後藤 三郎 君	13番 安田 孝義 君
14番 増井 賢一 君	15番 土屋 尊史 君	16番 野村 茂 君
17番 日置 香 君	18番 永井 博光 君	19番 岩田 幸子 君

○欠席委員(1名)

11番 中村 雅博 君

○委員以外の出席者

産業経済部長	横山 伸治 君	農業委員会事務局長	長尾 成広 君
農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君	農業委員会事務局主任主査	山下 清司 君
農業委員会事務局係長	小森 康司 君	武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君
上之保事務所課長補佐	久世 隆義 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君） それでは、只今より農業委員会を始めさせていただきます。
初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。 それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。
○会長（野村茂君） 春と言いましても寒暖の差が非常に激しいですが、令和に入りまして初めての農業委員会でございます。平成から令和という事で、平成を振り返って見ますと、特に凶悪な地下鉄サリン事件とか各地での大災害とか激動の平成ではなかったかなと思います。新しい令和という年を迎えまして、こういった大きな事がなく平和を願うものでございます。

また、私達の身近では、田植えも始まっておりまして、これから本格的な農業の耕作シーズンということになりました。たいへん農業機械による事故等もありますので、充分お気を付けくださいまして、農業に従事していただければと思います。

○事務局課長補佐（小石隆之君） 続きまして、産業経済部長の横山がご挨拶申し上げます。

○産業経済部長（横山伸治君） 今月から令和という新しい年号の時代に入りました。市の方も今年は選挙の年という事で、既に県議員、市議員の選挙が終わった所ですけど、実は明日、新しい市議員のメンバーによりまして初めての臨時議会があります。その中で、議会の方も新しい体制を取られる所でしょうが、いずれにしても行政と議会とは両輪になって市政運営に努めていきたいと思っております。私も、令和という事、議会も新しいメンバーが5人程加わり、新体制という事で気持ちも新たにしたところでございます。何よりもまた皆さんに、協議していただいて農業の健全な運営が出来ていくように願っておる所です。それから、昨年のような大きな災害がないように願うところです。今月の終わりには、市の災害対策本部訓練というものをやりまして、市長もそれはとても重要な訓練だと今朝も話しておりましたが、無いに越したことはないですが、あった時には今までの失敗も反省の中で、最小限に食い止められるように頑張ってお参りたいと思っております。昨年は農業委員さんにはご尽力いただきましてありがとうございました。

この後、次の会議がありますので、ここで退席させていただきます。今年もよろしくお願ひします。

（産業経済部長退席）

○事務局課長補佐（小石隆之君） 本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。11番中村委員が欠席でございます。

○議長（野村茂君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員の過半数以上の出席により、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。6番野田委員、10番杉山委員のお二人をお願いします。これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、下迫間公民館の北西330mほどに位置する農振農用地区域外である畑8筆732.51㎡、農振農用地である田2筆1,331㎡。申請の目的は、所有権移転です。

譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るというもの。譲渡人は、農地の維持管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというものです。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、下迫間公民館の北西300mほどに位置する農振農用地区域外である畑1筆5.68㎡。申請の目的は、所有権移転です。

譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るというもの。譲渡人は、農地の維持管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというものです。

3番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は、緑ヶ丘中学校の南東350mほどに位置する農振農用地区域外である田1筆1,305㎡。申請の目的は、所有権移転です。

譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るというもの。譲渡人は、農地の維持管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというものです。

4番の案件 位置図は、4ページになります。申請地は、中濃厚生病院の東800mほどに位置する農振農用地である田1筆2, 178㎡。申請の目的は、使用貸借権の設定です。

借受人は、申請地を借りて、農業経営の拡大を図るというもの。貸付人は、使用借人の申し出に応じ、貸すというものです。

5番の案件 位置図は、5ページになります。申請地は、中濃厚生病院の北東330mほどに位置する農振農用地である田2筆6, 684㎡。申請の目的は、賃貸借権の設定です。

借受人は、申請地を賃貸借により借り受けて、農業経営の拡大を図るというもの。貸付人は、農業経営が困難なため、借受人の申し出に応じ、貸すというものです。貸借の期間は、許可日より5年間となっています。

6番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は、長良川鉄道関市役所前駅の北東400mほどに位置する農振農用地である田1筆4, 507㎡の内2, 824.31㎡。申請の目的は、所有権移転です。

譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというものです。

7番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、小瀬グラウンドの東180mほどに位置する農振農用地である畑1筆572㎡。申請の目的は、所有権移転です。

譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというものです。

すべての案件について、4月17日及び18日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。

以上、所有権の移転に関するもの5件、使用貸借件の設定に関するもの1件、賃貸借件設定に関するもの1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言無し）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第1号について、原案のとおり許可することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第1号の7件を許可することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は、5ページからになります。

1番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、東志摩公民センターの南西120mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地1筆64㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、金属加工業工場です。申請者は、金属加工業を営んでおり、隣接地を一体利用地として、工場を建築したいというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、昭和54年から工場として利用しており、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、小瀬南公民センターの東160mほどに位置する畑5筆、登記地目畑、現況地目宅地787.91㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。申請者は、昭和27年及

び35年に申請地を取得したが、地目変更登記を行っていなかったためというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、昭和34年以降に埋め立てし、住宅敷地として利用しており、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、武儀やまゆり保育園の南東70mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地75㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、農業用倉庫です。申請者は、申請地の隣接地に自宅があり、農業用倉庫がなく、隣接地を一部一体利用して、申請地に農業倉庫を建築したいというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、昭和53年に埋め立てし、倉庫を建築し、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、上之保温泉ほほえみの湯の北270mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地188㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。申請者は、申請地の隣接地に自宅があり、申請地に物置を設置して利用したいというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、平成10年頃に埋め立てし、物置を設置し利用しており、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、JAめぐみの美濃農業サポートセンターの南東80mほどに位置する登記地目畑、現況地目畑368㎡。農地の区分は、特定土地改良事業等(面整備)施工区域内の農地のため、第1種農地と判断します。転用目的は、貸駐車場です。申請者は、経営する会社が隣接地にあり、社員用及び来客用駐車場が不足しており、申請地に貸駐車場として利用したいというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地ではありますが、既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の1/2を超えないため、許可基準の例外要件を満たすものと判断し、転用はやむを得ないものと判断します。

以上、5件について、ご審議をお願いします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

(発言無し)

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第2号の5件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、7ページからになります。

1番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、田原下水処理場の南東220mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地213㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、左官業倉庫です。

借受人は、左官業を行っており、居住地の敷地に余裕がなく、資材等の保管に苦慮しており、申請地が自宅より約1キロと近いことから申請地を借り、倉庫を建築するというもの。貸付人は、借

受人の要望に応えるというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、昭和55年頃に埋立てし、現況宅地であったため、始末書が添付されています。本案件は、平成4年に農振除外の認可を得ております。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、香林寺池の東140mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地1,063㎡。農地の区分は、農振農用地。転用の目的は、観光農園駐車場です。

借受人は、隣接地で観光農園施設を営んでおり、来園者の駐車場が不足しており、駐車場として利用したいというもの。貸付人は、借受人の申し出に応じるというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、平成18年頃に埋立てし、現況雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、農振農用地ではありますが、許可基準にある農産物販売施設用地として、関農業振興地域整備計画で位置づけされた土地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、田原グラウンドの南80mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地744㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、刃物製造販売業駐車場です。

譲受人は、事業の拡大により、従業員の駐車場が必要になるというもの。譲渡人は営農が困難であるため応諾したものです。

4月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は、田原グラウンドの南120mほどに位置する畑319㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、刃物製造販売業駐車場です。

借受人は、事業の拡大により、従業員の駐車場が必要になるというもの。貸付人は営農が困難であるため応諾したものです。貸借の期間は、許可日から10年間となっています。

4月18日に現地確認をしたところ、平成29年頃に埋立てし、現況雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、新田公民センターの南250mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地303㎡の内3,57㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。

譲受人は、申請地の隣地である宅地を販売しようとしたところ、設置された擁壁の一部が、隣地に越境しているため、申請地を買い受け一体利用をするというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、擁壁があったため、経緯書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は、18ページになります。申請地は、巾公民センターの南西400mほどに位置する登記地目畑187㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。

譲受人は、現在アパート住まいであるが、家族も増え住居が手狭になったため、申請地に住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢であり、耕作することが困難なため譲受人の要望により譲り渡すというものです。隣地農地所有者の承諾を得ています。

4月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、事変1番の案件と同時許可となります。

7番の案件 位置図は、19ページになります。申請地は、巾公民センターの南西370mほどに位置する登記地目田、現況地目畑1,173㎡。畑2,644㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。

譲受人は、陽当たりもよく、太陽光発電施設を設置するには適しているというもの。譲渡人は、

耕作することが困難であり、譲受人の申し出に応じるものです。隣地農地所有者の承諾を得ていません。

4月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は、20ページになります。申請地は、中濃運転者管理講習センターの南20mほどに位置する田、1,948㎡。農地の区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅です。

譲受人は、申請地の近隣に住宅及び公共施設等があり、分譲地に適しているというものです。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。また、本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

9番の案件 位置図は、21ページになります。申請地は、長良川鉄道関市役所前駅の西400mほどに位置する畑594㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅（倉庫）です。

譲受人は、隣地に居住しているが、収納する倉庫が必要となり建築したいというものです。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 位置図は、22ページになります。申請地は、雄飛ヶ丘公民センターの北西240mほどに位置する畑2筆459㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため第3種農地と判断します。転用の目的は、車両钣金塗装業駐車場です。

借受人は、申請地に隣接する敷地に工場及び住宅があるが、従業員や来客の駐車場が十分でないため、申請地を利用したいというものです。貸付人は、借受人の申し出に応じ、貸すというものです。貸借の期間は、許可日から10年間となっています。

4月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

11番の案件 位置図は、23ページになります。申請地は、保戸島グラウンドの北西175mほどに位置する畑16筆、4,093.6㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。

譲受人は、陽当たりもよく、太陽光発電施設を設置するには適しているというものです。譲渡人は、耕作することが困難であり、譲受人の申し出に応じるというものです。隣地農地所有者の承諾を得ています。

4月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

12番の案件 位置図は、23ページになります。申請地は、保明集会場の北東185mほどに位置する田2筆534㎡、登記地目田、現況畑486㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。

借受人は、太陽光発電施設の事業をするために適地であるというものです。貸付人は高齢のため耕作ができないことから、借受人に貸すというものです。貸借の期間は、許可日から20年間となっています。隣地農地所有者の承諾を得ています。

4月17日に現地確認をしたところ、畑及び田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

13番の案件 位置図は、25ページになります。申請地は、島口体育館の東730mほどに位置する登記地目畑、600㎡。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小規模農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。

借受人は、申請地を賃借し、太陽光発電事業をするというものです。貸付人は、高齢で遠方に住んでいるため、借受人の要望に応えたというものです。貸借の期間は、許可日から20年間となっています。

ます。

4月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

14番の案件 位置図は、26ページになります。申請地は、武芸川事務所の北400mほどに位置する登記地目田、現況地目山林、9筆1,673㎡。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小規模農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、植林です。

譲受人は、申請地を買い受けて、植林事業を行うというものです。譲渡人は、農地として適切に管理することが困難になったため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、平成4年頃から農地として維持管理をしていないため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

15番の案件 位置図は、27ページになります。申請地は、博愛小学校の南東280㎡ほどに位置する登記地目、田2筆685㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅です。

譲受人は、申請地に分譲住宅を建築したいというものです。譲渡人は、高齢により耕作が困難であるため、譲受人の申し出に応じるというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、事変2番の案件と同時許可となります。

16番の案件 位置図は、28ページになります。申請地は、博愛小学校の南東290㎡ほどに位置する登記地目田、現況雑種地234㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸駐車場です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地の近隣住民の要望により貸駐車場として買い受けるものです。譲渡人は、高齢により耕作が困難であるため、譲受人の申し出に応じるというものです。

4月17日に現地確認をしたところ、昭和50年頃から雑種地であるため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

17番の案件 位置図は、29ページになります。申請地は、博愛小学校の北東270mほどに位置する登記地目田、現況雑種地7筆837㎡。農地の区分は、上下水道が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設等の公共・公益施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、不動産業資材置場です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、建売住宅用の建設資材置場を探したところ、申請地が見つかったというものです。譲渡人は、高齢により耕作が困難であるため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというものです。隣地農地所有者の承諾を得ています。

4月17日に現地確認をしたところ、平成10年頃から雑種地であるため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの11件、賃貸借権設定に関するもの6件、計17件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言無し）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第3号の17件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。続きまして、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について。農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、17ページになります。

1番の案件 位置図は、30ページになります。申請地は、巾公民センターの西400mほどに位置する畑187㎡。変更内容は、事業計画者の変更です。

当初事業計画者は、平成12年3月28日に、5条許可を受けて、一般住宅を建築する計画をしていたが、資金計画がたたなくなり、計画が頓挫し、現在に至っているとのこと。変更後の事業計画者は、現在アパートに住んでいるが、手狭となったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建設したいというものです。

4月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、5条6番の案件と同時許可となります。

2番の案件 位置図は、31ページになります。申請地は、博愛小学校の南東280mほどに位置する登記地目、田21㎡。変更内容は、事業計画者及び事業目的の変更です。

当初事業計画者は、昭和55年7月28日に、5条許可を受けて、車庫を建築する計画であったが、経済的理由で計画が頓挫し、現在に至っているとのこと。変更後の事業計画者は、申請地と隣接地を一体利用地として、分譲住宅を建築したいとのことです。

4月17日に現地確認をしたところ、田であることを確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、5条15番の案件と同時許可となります。

以上、2件のご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言無し）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第4号の2件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第5号 農用地利用集積計画の承認について。

申し訳ありませんが、議案の一部訂正をお願いします。26ページ109～111の住所が洞戸ではなく黒屋、109の番地が579番1ではなく、759番1、110の番地が579番2ではなく759番2に訂正をお願いします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、19ページからになります。使用貸借権設定に関するものについて、新規が、110件。地目は、田が110筆127, 995㎡。更新が、8件。地目は、田が8筆で6, 963㎡です。賃貸借権の設定に関するものについて、新規が、9件。地目は、田が9筆9, 804㎡。更新が、13件。地目は、田が13筆で14, 991㎡です。地区は、西田原、小迫間、洞戸市場、洞戸黒谷、黒屋、笠屋、武芸川町平、武芸川町八幡、武芸川町跡部、武芸川町宇多院、上之保の11地区でございます。権利の設定を受ける者は、一般社団法人岐阜県農畜産公社外でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○13番（安田孝義君）今回洞戸地区で沢山新規で出てきたんですが、参考までに農地の集積された合計面積を教えてください。

○事務局課長補佐（小石隆之君）過去にですか。

○13番（安田孝義君）今回出てきた面積を。

○事務局主任主査（山下清司君）洞戸だけでですか。

○13番（安田孝義君）洞戸は今回沢山まとまって出てきたので、参考までに分かりましたら。

○事務局主任主査（山下清司君）では、ちょっとお時間を頂いて。

○議長（野村茂君）それでは、洞戸の方の面積について質問が出ましたので、事務局の方で回答をしていただきますので。

では、その他について、質疑はございませんか。

（質疑なし）

安田委員さんから洞戸紋原の利用集積について質問が出ておりますが、3年前に洞戸で営農組合を立ち上げまして、その時は洞戸集落営農組合と名称がなっておりましたが、昨年に洞戸未来ファームという事で、法人化をいたしました。そこでこういう風に紋原という所が集中的に洞戸にとっては一番の優良農地という所です。そこを集積して、これから洞戸未来ファームで営農を行っていくという事でございます。面積は10haくらいです。

それでは、安田委員さんから、今の私の説明でよろしいという事でしたので、次に進みたいと思います。

他に質疑はございませんか。

（質疑なし）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員の挙手をいただきました。議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

次に、議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための、適格者であることの証明申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、29ページになります。

対象となる農地としましては、相続人は、巾2丁目の山田良彦さんです。申請地は、巾2丁目288番1。畑863㎡です。相続の開始日は、平成30年6月18日です。

相続人への聞き取り、現地確認した結果、各要件を満たし、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であると判断します。

以上、相続税の納税猶予の適格証明の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第6号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議案第6号の相続税の納税猶予に関する適格者証明について、原案のとおり承認することとします。

以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。それでは先ほどの質問に対して、山下さんお願いします。

○事務局主任主査（山下清司君）先ほど職務代理から質問がありました、洞戸の利用権設定にかかる分ですが、100筆で面積が118,275㎡で11.8haくらいですね。

○13番（安田孝義君）分かりました。

○議長（野村茂君）その他について、事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）来月の総会ですが、6月5日水曜日10時から6階6-6、6-7会議室で予定しております。

○職務代理（安田孝義君）冒頭に会長よりお話がありましたように、農作業が佳境に入って参りました。60才以上の農機具に関する事故が非常に多く出ております。昨年も田原地区で痛ましい事故が起こっております。ちょっとした不注意が、大型小型を問わず原因になりますのでお互いに気を付けたいと思います。今日はお疲れさまでした。

午後11時14分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市洞戸市場551番地

印

6 番 関市鍛冶町65番地5

印

10 番 関市小瀬243番地

印
